

郵送先 〒272-8501 市川市八幡1-1-1  
市川市役所 こども福祉課 児童手当担当

受付確認年月日

## 児童手当・特例給付 別居監護申立書

市川市長

私は、現在児童と別居しておりますが、次のとおり別居している児童を監護し、かつ、生計を同じくしている又は生計を維持していることを申し立てます。

年 月 日

## 1. 別居している児童

対象の児童氏名	性別	続柄	生年月日	個人番号																
(フリガナ)			年 月 日																	
(フリガナ)			年 月 日																	
(フリガナ)			年 月 日																	
(フリガナ)			年 月 日																	

※当該児童の個人番号を記載した別居監護申立書を既に提出しており、その状態が継続している者の場合には、個人番号欄の記載は不要です。

## ・別居している児童の住所又は寄宿先

## 2. 別居している児童の属する世帯

世帯主の氏名	児童からみた世帯主の続柄
(フリガナ)	

マイナンバー制度による住民票関係情報の情報連携を希望しない場合はチェックしてください→  
(チェックした場合は別居児童の住民票の写しの提出が必要になります)

## 3. 別居の理由

- ア. 仕事上の都合で単身赴任をしているため。  
イ. 児童の進学、通学（通園）のため。  
ウ. その他（ ）

## 4. 別居期間

年 月 日 から 年 月 日までを予定

## 5. 監護・生計同一又は生計維持の状況（面会・仕送り等）

状況

受給者住所：市川市

(フリガナ)

氏名

印

この枠内は、必ず児童を養育している保護者（受給者とは別の方）が記入してください。

上記の申立て事項について相違ありません。

年 月 日

主に児童を 養育している保護者	(フリガナ)		印	
	氏名 (自署)			
	電話番号	( )		
	生年月日		受給者との関係	

※字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。

※児童を養育している保護者に連絡を取らせていただく場合がありますので、電話番号を必ず記入してください。

## 市使用欄

認定番号		現況	依頼・済	住民票	情報連携希望・原本依頼・不要
番号確認	未・済	身元確認	依頼・済	代理権確認	依頼・済

郵送での提出の際は、受給者の身元確認書類のコピーを同封してください

## 本人確認書類一覧

### <身元確認書類>

1点確認可能 (顔写真・氏名・生年月日(または住所)が記載有)	2点以上で確認可能 (氏名・生年月日(または住所)が記載有)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●運転免許証</li> <li>●運転経歴証明書 (交付日: H24. 4. 1以降のもの)</li> <li>●旅券(パスポート)</li> <li>●身体障害者手帳</li> <li>●精神障害者保健福祉手帳</li> <li>●療育手帳</li> <li>●在留カード</li> <li>●特別永住者証明書</li> <li>●官公署から発行・発給された書類その他これに類する顔写真付で氏名・生年月日または住所が記載されているもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康保険証 (国保、健保、船員保険、後期高齢者医療もしくは介護保険の被保険者証)</li> <li>●健康保険日雇特例被保険者手帳</li> <li>●国家・地方公務員共済組合の組合員証</li> <li>●私学共済の加入者証</li> <li>●国民年金手帳</li> <li>●児童扶養手当証書</li> <li>●特別児童扶養手当証書</li> <li>●官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する氏名・生年月日または住所が記載されているもの。</li> </ul>

### <代理権確認書類>

法定代理人 (親権者・未成年後見人・成年後見人)	任意代理人 (配偶者や親族・知人など、法定代理人以外)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●戸籍謄本(戸籍全部事項証明)</li> <li>●戸籍抄本(戸籍一部事項証明)</li> <li>●登記事項証明書(後見登記)</li> <li>●裁判所が決定した旨が確認できる書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●委任状 (雛形は市川市公式ウェブサイトより印刷ができます)</li> </ul>

上記のうち、いずれか1点を確認します

### 別居監護申立書提出における本人確認について

児童手当制度はマイナンバー制度に基づきマイナンバーを利用することから、「本人確認」をすることが義務付けられています。

このため、この用紙を提出する際には、本人確認書類(上記の身元確認書類など)をあわせてご提示・ご提出いただく必要があります。

なお、本人確認の方法は受給者本人と代理人の場合で異なります。詳しくは下記をご覧ください。

状況	確認方法など
1 受給者が窓口で別居監護申立書を記入する場合	受給者本人の身元確認書類
2 児童と一緒に住んでいる保護者(配偶者等)が窓口で別居監護申立書を記入する場合	配偶者等の身元確認書類 +代理権確認書類
3 郵送で別居監護申立書を提出する場合	受給者本人の身元確認書類 のコピーを同封
4 あらかじめ全ての箇所を記入した別居監護申立書を受給者が持参した場合	受給者本人の身元確認書類
5 あらかじめ全ての箇所を記入した別居監護申立書を児童と一緒に住んでいる保護者(配偶者等)が持参した場合	受給者本人の身元確認書類